

## ▼お知らせ

### 高額医療費制度改革のお知らせ

【福祉課国保医療係(内線296・304)】

医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が高額医療費として支給される制度について、70歳以上の方の限度額が、8月から左記表のとおり変更されます。なお、表に記載が無い所得区分の方については変更ありません。

平成29年8月から平成30年7月までの自己負担限度額(月額)

所得区分	外来+入院 <sup>②</sup>	
	外来(個人単位) <sup>①</sup>	
現役並み所得者 (医療費の自己負担割合が3割の方)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% ※
一般 (医療費の自己負担割合が2割または1割の方)	14,000円 (8月~翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円 ※

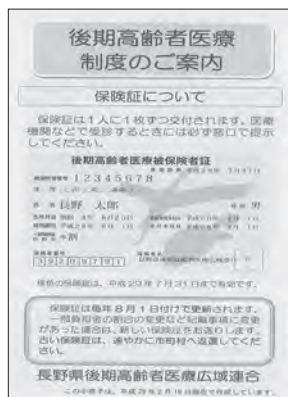
・<sup>①</sup>の限度額を適用後に、<sup>②</sup>の限度額を適用します。  
※過去12カ月以内に<sup>②</sup>の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。

### 後期高齢者医療制度からのお知らせ

【福祉課国保医療係(内線296・304)】

後期高齢者医療制度は75歳以上の全ての方が加入する医療保険です。平成29年度の住民税額確定に伴い、平成29年度保険料決定納入通知書を今月中旬に郵送します。

また、新しい保険証は今月末までに郵送します。現在お使いの保険証は8月1日(火)から使用できなくなり、8月以降に破棄してください。詳しくは、新しい保険証に同封する左記冊子をご確認ください。



### 中野市国民健康保険に加入の70歳以上75歳未満の方へ

【福祉課国保医療係(内線296・304)】

今月末までに「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。現在お使いの「受給者証」は8月1日(火)から使えません。また、国民健康保険

の保険証は9月末までに郵送します。ただし、保険税に滞納があるときは郵送しない場合があります。

### 介護保険負担限度額認定証更新申請のお知らせ

【福祉課介護課介護保険係(内線365)】

要介護・要支援認定者で、現在介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、有効期限が今月末までとなっています。8月以降も対象となる可能性のある方には、6月下旬に更新の申請書を送付していますので、預貯金などの写しを添付して申請してください。申請をしないと自己負担額の軽減が受けられません。詳しくはお問い合わせください。

### 福祉医療費給付金制度のお知らせ

【福祉課乳幼児等に関すること】

子育て課子ども支援係(内線356)  
乳幼児等以外に関すること  
福祉課厚生保護係(内線276)

福祉医療費給付金は、乳幼児や心身障がい者、ひとり親家庭などを対象に、医療費の自己負担額の一部を給付する制度です。

給付を受けるためには、受給者証の交付申請が必要で、一部所得制限があります。

すでに福祉医療費受給者証をお持ちの方で医療機関などを受診する場合は、その都度、受給者証を提示してください。

※詳しくはお問い合わせください。

### 国民健康保険税のお知らせ

【福祉課課税係(内線225)】

平成29年度税制改正により低所得者の軽減措置を拡充するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の所得基準が、左記表のとおり改正されました。

均等割額および平等割額の軽減対象基準額

軽減区分	改正後
5割	(27万円×被保険者数+33万円)以下の世帯
2割	(49万円×被保険者数+33万円)以下の世帯

※軽減判定の所得は、擬制世帯主を含む世帯主と被保険者の合計所得です。  
※軽減判定は前年中の所得の申告状況により判定を行うため、所得税または市県民税の申告がされていないと軽減判定ができません。

## 害鳥駆除 7月実施日程

●農作物害鳥獣駆除推進協議会事務局（農政課内）（内線251）

カラス、ムクドリなどの害鳥駆除

実施日 7月9日(日)、23日(日)

対象区域 市内農地周辺

時間 日の出からおおむね2時間

※駆除実施中は、銃器を使用するため大変危険です。駆除時間には対象の農地周辺に近づかないようお願いいたします。

## 農地パトロールを実施します

●農業委員会事務局（内線409）

農業委員会では、毎年1回、地域内の全農地の利用状況を調査するため、農地パトロールを実施しています。

本年は、8月および9月に実施します。農地パトロールにより「遊休農地」や「遊休化の恐れがある農地」を把握した場合は、その農地の所有者を対象に「利用意向調査」を行います。

自分で耕作することが困難であり、農地の借り手や耕作者が見つからず遊休農地になってしまったなど、所有者の方にもいろいろな事情がありますが、農地は一度荒れてしま

まうと、他の耕作者へ貸すことも困難となります。また、農地への復元には大変な費用と労力を要しますので、耕作者が見つかるまでは、必ず保全管理をするようお願いいたします。万が一、遊休農地になってしまった場合は、農業委員会からの利用意向調査の際に、「自分で耕作する」「貸したい」など、ご自身の意向を表明するようお願いいたします。

## 汚泥発酵肥料「未土利」をご利用ください

●上下水道課下水道係（内線283）

粒状で散布しやすく効果が長続きする「未土利」をご利用ください。

販売日 月々金曜日（祝日を除く）

販売時間 午前9時30分～午後4時

販売場所 平岡処理場（ナピア平岡 笠原580番地）

価格 1袋(15キ) 2,500円

※なかの「おすみちゃん」は、7・8月は販売を行いません。次回販売日は9月6日(水)です。

## 農業用排水路の適正な管理をお願いします

●農政課耕地林務係（内線251）

土地や農地の草刈りなどを行った際に排出される草やごみが、風な

どで農業用排水路に落ちて詰まることがあります。これにより、水路から水があふれ出し、農作業や生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

下流の地域では、建物の床下浸水や道路への越水が発生する恐れもあるので、草刈り後の草などは、適正に処理するようお願いいたします。

## 情報公開制度・個人情報保護制度 | 平成28年度実施状況 |

●庶務課庶務文書係（内線211）

市では、市民参加による開かれた

市政を進めるとともに、行政の透明化を図るために、情報公開制度・個人情報保護制度を運用しています。

平成28年度中に、これらの制度が

利用された状況は、公文書の公開請求が5件で、自己情報の開示請求は

ありませんでした。各制度の運用状況は、次のとおりです。

### ●情報公開制度運用状況

請求先 市長

請求 5件（公開2件、部分公開3件）

※非公開、文書不存在 0件

### ●個人情報保護制度運用状況

請求 0件

## 消費者トラブルと解決法

81

消費生活相談

### 格安スマートフォン 契約前にサービス内容を確認しましょう

**事例** 先日、インターネットで格安スマートフォンの携帯電話契約をした。使い方で不明な点があったため問い合わせをしたが、実際の店舗が無く、サポート電話窓口は何度かけても話し中でつながらない。

**アドバイス** 格安スマートフォンの契約をして使用し始めたが、今まで使用していた携帯電話と同じようなサービスを受けられなかったという相談が寄せられています。契約会社の中には、実際の店舗が無く、故障時の対応や問い合わせ窓口が電話やホームページなどに限られている場合があります。契約する前に、サービス内容やサポート体制をよく確認しましょう。また、故障時に代替機の貸出サービスが有料となる場合がありますので、注意が必要です。少しでも不安と感じたら、下記の相談窓口へご相談ください。

### 問い合わせ・消費生活相談窓口

中野市消費生活センター ☎(22)2201

長野県北信消費生活センター ☎026(223)6777

消費者ホットライン(土・日・祝日) ☎188